

平成28年(ヨ)第38号 伊方原発稼働差止仮処分命令申立事件

債権者 ■■■■■ほか2名

債務者 四国電力株式会社

準備書面(1)

(司法判断の在り方の補充書2)

平成28年8月24日

広島地方裁判所 民事第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 胡 田 敢

同 弁護士 河 合 弘 之

同 弁護士 松 岡 幸 輝

ほか

1 申立が認められる範囲について

申立人らは、本件原発から100km程度の距離に居住する者が多いが、いずれも十分に本件原発が事故を起こした場合の直接的な被害を受けるのであり、人格権侵害の具体的危険が認められる。

例えば、平成26年5月21日大飯原発3,4号機福井地裁判決(甲C118)では、福島第一原発事故の際の近藤駿介・原子力委員会委員長(当時)による「不測事態シナリオの描画」(甲C39・いわゆる最悪シナリオ)や、チェルノブイリ事故における避難区域などを根拠として、原発から半径250km圏内に居住する者については、請求が認められ、250km圏外に居住する者についてのみ請求が棄却された。

申立人らの居住地は、いずれも優に250km圏内にあるのであり、人格権侵害の具体的危険が存在する距離に居住しているといえる。

2 川内原発福岡高裁宮崎支部決定について

(1) 決定の内容

以上のような主張に対し、平成28年4月6日川内原発福岡高裁宮崎支部即時抗告審決定（甲D233）は、立証負担の分配について、次のように判示した。

すなわち、申立人が原発の安全性に欠けるところがあり、その運転によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝によりその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在することについての主張立証責任を負うべきであるが、原発の安全性に関する専門技術的知見及び資料を事業者側が十分に保持しているのが通常であることを踏まえ、原発事故により生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住する者については、まず事業者側が審査基準の内容及び適合性判断に不合理な点のないこと及びについて立証（疎明）する必要がある、これが尽くされた場合には、住民側が、それにもかかわらず人格権侵害の具体的危険が存在することを立証（疎明）しなければならないとする。

これに対し、少なくとも上記地域から遠く離れた地域に居住する者については、事業者側に立証の負担を負わせることなく、原則どおり住民側が人格権侵害の具体的危険を立証（疎明）すべきとする。

そして、事故により「生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域」か否かは、当該発電用原子炉施設との位置関係を基本として、社会通念に照らし、合理的に決する、としている（同決定65～67頁）。

(2) 立証の負担を事業者側に負わせるとした根拠との不整合

同決定においては、事業者側にまず立証の負担を負わせるとした根拠について、事業者が原発の安全性に関する「専門技術的知見及び資料を十分に保持しているのが通常である」と明確に述べられている。伊方最高裁判決でも「安全

審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していること」を挙げており、同判決の調査官解説によれば、それは「当事者間の公平の見地」によるものとされているが（調査官解説426頁）、本決定もこのような考え方を前提としていると思われる。

しかし、この点は、原発施設と申立人居住地との距離によって何ら違いが生じない問題である。資料の偏在を根拠としておきながら、居住地との距離によって立証の負担に違いを生じさせる合理的根拠については、何ら説明がなされていないのである。何らの説明もないまま、このような考え方を採用することは許されない。

(3) 少なくとも距離と無関係の立証事項について、住民側に立証の負担を負わせることは不合理であること

また、平成6年1月31日女川一審判決によれば、人格権侵害の具体的危険性の立証内容は、i 運転による放射性物質の発生、ii 事故時等における放射性物質の外部への排出の可能性、iii 放射性物質の拡散の可能性、iv 原告らの身体への到達の可能性、v 被害発生の可能性の5つであるとされていたところ、i ないし iii については、原発施設と申立人居住地の距離によって差異が生じるものではなく、異なり得るのは、せいぜい iv 及び v である。

川内宮崎支部決定は、遠方の住民が立証しなければならない事項について「客観的に見て安全性に重大な欠陥等があり、その運転等によって放射性物質が異常な規模で周辺環境に放出されるなど、その放射線被曝によりそのような地域に居住等する当該原告の生命、身体にまで直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在すること」としており、i ないし iii についてまで住民側に立証させようとしているが、資料の偏在の問題が依然として存在するにもかかわらず、距離とは無関係の立証事項についてまで、なぜ住民側が立証しなければならないこととなるのか、合理的理由は見出し難い。

(4) 範囲を社会通念で画することの不合理性

さらに、本決定は、事故により「生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域」について、当該発電用原子炉施設との位置関係を基本として、社会通念に照らし、合理的に決するとしているが、準備書面(1)でも述べたとおり、社会通念という基準は裁判官によって判断の別れる極めて曖昧不明確な基準であり、このような何らの基準にもなり得ないものを基準として用いることは不合理である。

前述の女川一審判決に即して言えば、少なくとも i ないし iii の立証事項は、申立人の居住地とは無関係に事業者側が立証すべき事項であり、どのような範囲にどの程度放射性物質が拡散するのか（しないのか）は、事業者が立証しなければならない。被曝には閾値が存在しないとされている以上、微量の被曝であっても身体に影響が生じる可能性があるものであり、損害発生危険性がある。そこに社会通念が入り込む余地はない。

(5) 当該判示は傍論であり、先例的価値を持たないこと

もっとも、川内原発仮処分の事案では、結論としては全ての債権者について「生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けると想定される地域に居住する」と認定しているため、この判示は結論に影響を及ぼさない傍論に過ぎない。したがって、この部分についての先例的価値は全く存在しないため、本件仮処分においても、この判示に依拠することは許されない。

以上